

●ブリティッシュ・コロンビア（BC）州における措置の更新：

1月18日、BC州は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための措置を更新しました。同措置下では、屋内での個人的な集まりにおける人数制限、屋内における組織的な集会の禁止、スポーツ大会の禁止、バーやナイトクラブの閉鎖等が継続されますが、1月20日から成人向けの屋内フィットネスは許可されます。

●ユーコン準州における措置：

1月18日、ユーコン準州政府は、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防ぐため、室内での集まりでの人数制限、屋内での組織的な集会の延期等を含む、追加の規制強化措置を発表しました。

1 BC州における発令中の措置の概要

- ・公共の屋内施設におけるマスクの着用（5歳以上）。
- ・個人的な集まり：屋内における個人的な集まりは、その世帯に加えて10人あるいは1世帯に限定。12歳以上の全員のワクチン完全接種が必要。屋外での個人的な集まりに制限はないが、少人数で同じグループでの集まりが推奨される。
- ・組織的な集会：いかなる規模でも屋内での組織的な集会（主催またはチケット制のパーティ、冠婚葬祭のレセプション、祝賀会等）を禁止。屋外の組織的な着席型集会は5千人あるいは収容人数の50%のいずれか多いで実施可能。
- ・屋内イベント（コンサート、スポーツ、映画等）：会場の規模に関係なく収容人数の50%に制限。参加者全員のワクチン完全接種が必要。
- ・運動とフィットネス：1月20日から、成人向けの屋内フィットネスや運動活動は安全のための手順と人数制限を強化した上で許可される。子供や若者対象のプログラムは許可される。プールは定員の50%で運営可能。
- ・スポーツ：スポーツ大会（通常のリーグ戦以外で3チーム以上が対戦する一日あるいは数日のイベント）は禁止。その他の通常行われるスポーツ活動は継続可。スポーツのための他州や他国への旅行は推奨されない。
- ・飲食店：バー、ナイトクラブ、ラウンジ等の完全な食事を提供しない店は閉鎖。レストラン等での飲食は、1テーブルの最大人数は6名、テーブル間に2メートルの物理的な距離または障壁がある、客は着席し他のテーブルへ移動しない、離席時にはマスクを着用する等の規則に従う場合、許可される。

●詳細は、以下のBC州政府ウェブサイトをご確認ください。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/info/restrictions>

2 ユーコン準州における措置の概要

- ・室内でのソーシャル、グループ活動、文化活動、スポーツ等の集まりはワクチン接種証明書を条件として10人（2世帯）まで。
- ・結婚式、葬儀等の室内での組織的な集まりは当面延期。
- ・屋外での活動について、個人的な集まりは25人（3世帯）まで、組織的な集まりはワクチン接種証明書を条件として50人まで。
- ・レストランやバーについて、ワクチン接種証明書を条件として各テーブル6人（2世帯）まで。
- ・銀行、公共図書館、店舗について、ワクチン接種証明書は条件とせず収容人数の50パーセントまで。

●詳細は、以下のユーコン準州ウェブサイトをご確認ください。

<https://yukon.ca/en/news/new-temporary-public-health-measures-now-force>

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp